

●認定について

- ・認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況により3つに区分されます。

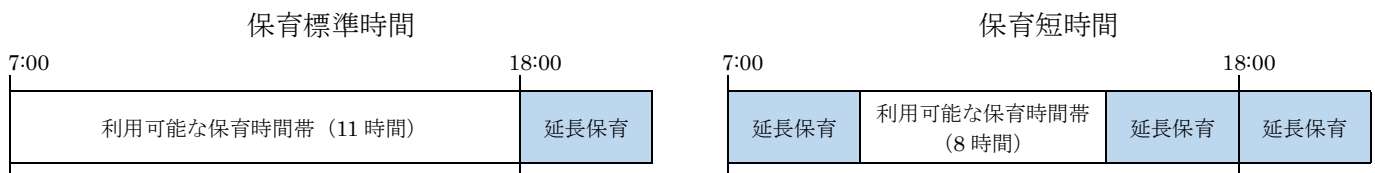
| 認定区分                             |              | 対象となる子ども                        | 利用できる施設                       |
|----------------------------------|--------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 1号認定<br>(教育標準時間認定)               |              | 満3歳以上の子ども                       | ・認定こども園<br>(幼稚園機能)            |
| 1号認定<br>+新2号認定又は新3号認定(預かり保育等を利用) |              | 1号認定で『保育の必要な事由』に該当する場合          | ・認定こども園                       |
| 2号認定<br>(3歳以上保育認定)               | 標準時間(最長11時間) | 満3歳以上の子どもで<br>『保育の必要な理由』に該当する場合 | ・保育所(園)<br>・認定こども園<br>(保育園機能) |
|                                  | 短時間(最長8時間)   |                                 |                               |
| 3号認定<br>(3歳未満保育認定)               | 標準時間(最長11時間) | 3歳未満の子どもで<br>『保育の必要な理由』に該当する場合  |                               |
|                                  | 短時間(最長8時間)   |                                 |                               |

- ・2号または3号認定を受ける方については、提出いただく就労証明書等にて状況を確認し、市が『保育標準時間(最長11時間)』または『保育短時間(最長8時間)』の認定をします。

|                |  |
|----------------|--|
| 保育標準時間(最長11時間) | 就労(月120時間以上)、妊娠・出産、疾病・障がいなど            |
| 保育短時間(最長8時間)   | 就労(月60時間以上120時間未満)、求職活動、妊娠・出産(産後3か月目～) |

※保育を利用できる時間は、保育必要量によって異なります。また、市から決定を受けた保育料で施設を利用できるのは、その時間の範囲内で、それ以外に利用する場合は延長保育となります。

保育標準時間・保育短時間の利用時間(例)



※利用時間、延長保育の利用料等は各施設により異なるため、詳細については各施設にお問い合わせください。

- ・2号または3号認定、新2号または新3号認定を受ける場合、保護者全員が下記のいずれかに該当することが必要となります。(※確認のために証明書等の提出が必要となります。)

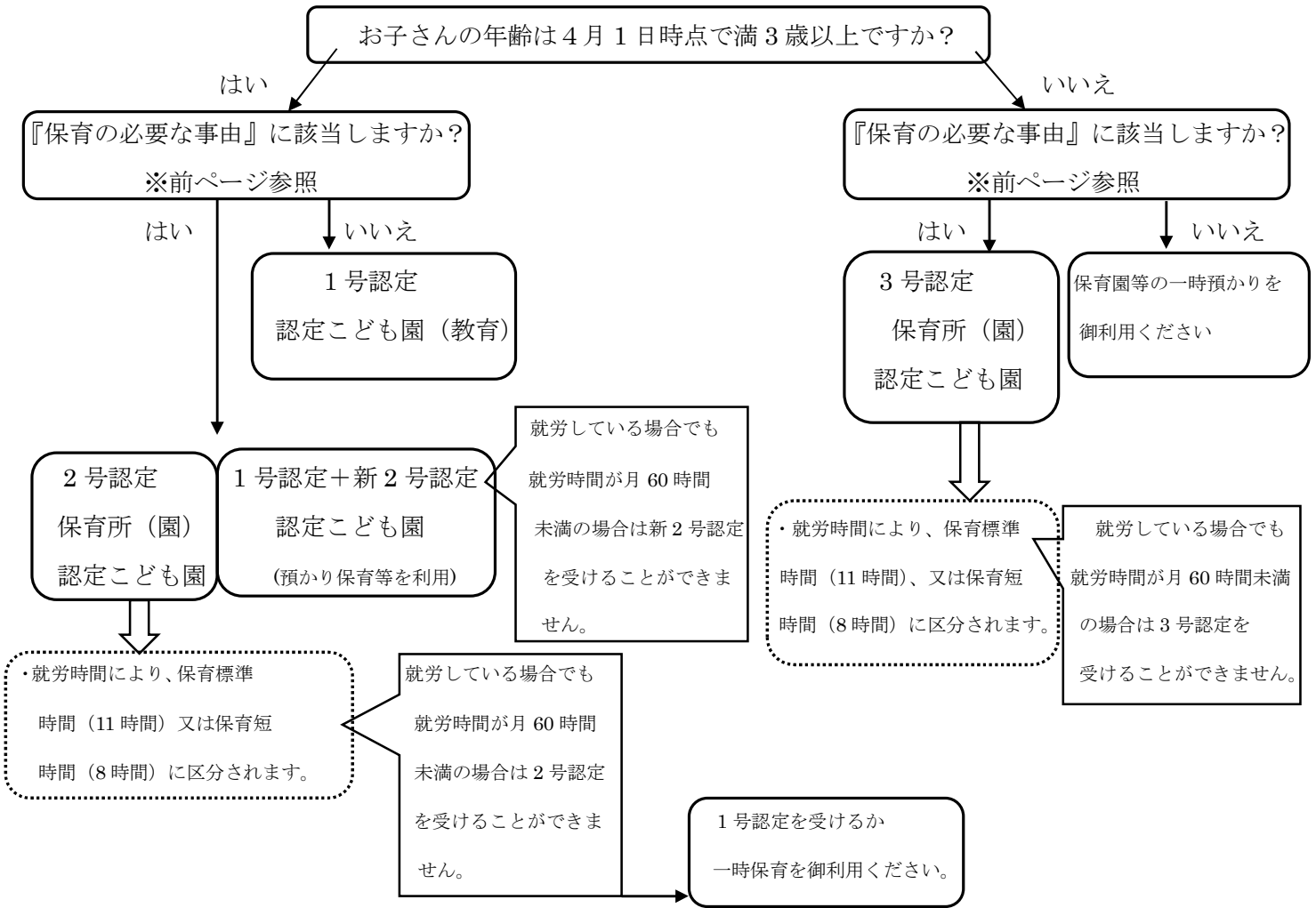
| 保育の必要な事由    | 保護者の状況                                 |
|-------------|--|
| 就労          | 月60時間以上の労働に常態的に従事している場合                |
| 妊娠・出産       | 母が出産前後(それぞれ2ヶ月)である場合                   |
| 疾病・障がい      | 病気や心身に障がいがある場合                         |
| 介護等         | 親族(長期間入院している親族を含む)を常時介護または看護している場合     |
| 災害復旧        | 火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育ができない場合 |
| 求職活動        | 求職活動を行うもしくは継続的に行っている場合                 |
| 就学          | 就学中の場合                                 |
| 虐待やDVのおそれ   | 虐待やDVのおそれがある場合                         |
| 育休取得中で保育利用中 | 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合 |
| その他         | 上記に類する状態として申間市が認める場合                   |

- ・保育の必要性の認定については、事由により有効期限が異なります。有効期限が切れると保育所等の利用ができませんので御注意ください。

| 保育利用事由                                       | 保育認定の有効期限                           |
|--|-------------------------------------|
| ・就労<br>・疾病、障害<br>・介護等<br>・災害復旧<br>・虐待やDVのおそれ | お子さんの小学校就学まで<br>就労に雇用制限がある場合はその期限まで |
| ・妊娠、出産                                       | 出産予定月を含めず、産前2ヶ月、産後1年まで              |
| ・求職活動  | 3ヶ月(状況等によっては最長2ヶ月の延長有り)             |

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| ・就学          | 保護者の卒業（修了）予定日が属する月の末日まで  |
| ・育休取得中で保育利用中 | 育休の対象となるお子さんの育児休業が終了するまで |

・認定のフロー図



| 保育の必要な事由    | 必要書類        | 添付書類                        |
|-------------|-------------|-----------------------------|
| 就労          | 就労（就労予定）証明書 |                             |
| 妊娠・出産       | 保育利用事由証明書   | 母子手帳（表紙、予定日または出産日記載のページ）の写し |
| 疾病・障がい      | 保育利用事由証明書   | 診断書（疾病の場合）、障害者手帳（障がいの場合）の写し |
| 介護等         | 保育利用事由証明書   | 介護保険証の写し                    |
| 災害復旧        | 保育利用事由証明書   |                             |
| 求職活動        | 保育利用事由証明書   |                             |
| 就学          | 保育利用事由証明書   | 在学証明書                       |
| 育休取得中で保育利用中 | 就労（就労予定）証明書 |                             |

※就労（就労予定）証明書；就労形態が臨時やパートで、契約期間が切れた場合は、再度提出してください。  
 保育利用事由証明書；変更がある場合には、その都度提出してください。